

応じることとは、保険制度の悪用を許し、保険事故によって利益を得ようとする射倖心を助長することになり、正常な保険制度の維持という観点からみて是認できるものではなく、社会的相当性を逸脱し、当該目的で締結された契約は、公序良俗に違反し、無効である。

(2) 本件においては、本件火災にXらが何らかの形で関係した疑いが否定できず、契約締結から火災発生まで間がなく、保険・共済金額が建物価額に比べて高額で、Xの他の建物には火災保険・共済契約の締結がなく、Xは以前に三件の火災により多額の保険金を取得していること等を総合考慮すると、本件契約は、Xが実損害額以上の保険・共済金を不正に取得する目的で締結したものと推認することができ、公序良俗に反する無効な契約である。

(3) 従って、Xの請求は、理由がなく、棄却する。

二 まとめ

本件は、Xが保険金詐欺目的で本件建物を競落し、高額の保険契約を締結した上、Aに放火させた疑いの強い案件である。本判決は、丹念に事実を認定して、公序良俗に反する無効な契約であるとした。説得力ある判決である。

効な契約であるとした。説得力ある判決である。

最近の判例から

(18)

弁護士報酬合意とメモ

(東京地判 平九・一二・一九 判タ九八一―一七三)

辺見 博

弁護士報酬の支払いに関し、依頼者がその総額を支払方法をメモに記載し、保管していた場合、同メモの作成により、五億円の弁護士報酬支払いの合意があると認定された事例(東京地裁、平成九年二月一九日判決、一部認容、控訴、判例タイムズ九八一号一七三頁)。

一 事案の概要

A弁護士(Xの父)は、昭和五四年、Yから、Y名義の土地についてB(Yの姉)がBの固有財産権であると主張して所有権移転登記手続を求めた事案について、受任した。なお、Bは、本件土地について処分禁止の仮処

分を申し立て、保証金七、五〇〇万円を供託していた。

Aは、受任の際、着手金二〇〇万円を受け取り、弁護士報酬は、事件終了時別途協議すると合意した。

同事件は、平成二年四月二〇日、最高裁で、Y勝訴の判決が確定した。同時点で、本件土地の価額は、三〇〇億円といわれていた。

Aは、当時Yから他の案件も受任し、受任の予想される案件を含めると、一六件あった。平成二年八月三〇日、YがAの事務所を訪れた際、Aは、一六件の弁護士報酬として、九億円を要求したが、Yはこれを断った。Yは、その対案として、Bの不当仮処分に対す

る損害賠償請求訴訟を前提として、五億円の支払いを申し出、Aは、これを了承した。

Yは、その内容を、メモとして、「①白金、銀座、相続、全部に対して金幾らと決める ②五億 ③七五〇〇万はY ④最後に七五〇万清算 ⑤五億の支払い 1)七五〇〇万取れたとき同額 2)銀座売却の時一部 3)白金売却の時残額清算」と記載し、Aにそのコピーを交付した。

Yは、帰宅後、本件メモに日付及び「A九億円申出」という表題を記載し、「五億」に続けて「を総額とする」と加筆し、自宅のファイルに保管していた。

Aは、Yの代理人として、Bの仮処分申請が違法であるとして、損害賠償請求訴訟を提起し、平成六年一月三十一日、Bに対し、二五〇万円及び遅延損害金の支払いを命じる判決が確定した。Aは、Bの供託していた保証金から、二八五万円（遅延損害金を含む）の還付を受けた。

Aは、平成七年四月七日死亡し、X₁が相続した。また、Aには、債権者X₂ら（二一名）の債権二億四、二〇三万円があった。

平成八年、Yに対し、X₂らは、Aの弁護士報酬を債権者代位したとして、二億四、二〇三万円の、また、X₁は、同報酬を相続したとし

て二億五、五一〇万円の支払いを求めた。

Yは、本件メモは、Yの手控えて、報酬合意を記載した文書ではないと主張した。

なお、Yは、平成八年一月一日、本件土地を四二億七、〇〇〇万円で売却した。

二 判決の要旨

これに対し、裁判所は、次のような判決を下した。

弁護士報酬の支払合意については、直接証拠として本件メモが存在するとして、

(1) 本件メモは、①YがAの面前で作成し、Aがそのコピーを所持するものであり、②Yが帰宅後、本件メモに日付及び「A九億円申出」という表題を加筆し、「五億」に続けて「を総額とする」と書き加えてた上で、自宅ファイルに保管していたものである。

(2) 従って、Yは、Aの九億円の申出に対する対案として、自ら五億円を提案し、Aが承諾したことから、同提案の覚書として提案内容を本件メモに記載したもので、「五億」に続けて「を総額とする」と加筆したのは、弁護士報酬の額を明確にする趣旨であったと考えるのが自然であり、五億円の報酬請求は成立したと認められる。

(3) よって、X₁らの請求は理由があり、Yは、

X₁らに対し、総額四億九、七一四万円を支払え。

三 まとめ

本件は、弁護士報酬について、メモでもって、支払合意があるとされた事例である。

当事者の一方が作成したメモだけで、支払合意があったと認められたのは、珍しい事例であるが、メモ作成の経緯、メモの内容、メモ作成後の取扱い等諸般の事情を考慮して、認定されたものである。